

宮崎県屋外広告物の手引

～ルールを守って美しい景観～



令和4年10月

はじめに

ポスター、看板などの屋外にある広告物は、私たちに情報を提供してくれたり、まちの表情をつくりだしたりするものです。

しかし、広告物が氾濫したり、地域の状況を見無視して出されたりしますと、逆にまちなみや景観を阻害し、見る人に不快感を与えることとなります。

また、出す方法などの安全性に十分な配慮がなされていなければ、強風等で落下、倒壊し、歩行者や車両に大きな被害を及ぼすおそれがあります。

このため、宮崎県では、それぞれの地域の特徴を生かしながら、美しく調和する広告景観の形成と安全性の確立を目指して、屋外広告物行政に取り組んでおりますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

目次

I 定義

- | | | |
|----------|-----|-----|
| 1 屋外広告物 | ・・・ | -1- |
| 2 自家用広告物 | ・・・ | -1- |

II 広告物等の制限

- | | | |
|---------|-----|-----|
| 1 禁止広告物 | ・・・ | -2- |
| 2 禁止物件 | ・・・ | -2- |
| 3 禁止地域等 | ・・・ | -3- |
| 4 規制地域等 | ・・・ | -4- |

III 許可不要で表示できる広告物

- | | | |
|--------------------|-----|-----|
| 1 禁止物件・禁止地域等・規制地域等 | ・・・ | -5- |
| 2 禁止地域等・規制地域等 | ・・・ | -6- |
| 3 禁止物件 | ・・・ | -8- |
| 4 規制地域等 | ・・・ | -8- |

IV 許可により表示できる広告物

- | | | |
|---------------|-----|------|
| 1 禁止物件 | ・・・ | -9- |
| 2 禁止地域等 | ・・・ | -10- |
| 3 禁止地域等・規制地域等 | ・・・ | -13- |
| 4 規制地域等 | ・・・ | -14- |

V その他

- | | | |
|----------------------|-----|------|
| 1 経過措置 | ・・・ | -18- |
| 2 許可申請等の手続 | ・・・ | -19- |
| 3 許可申請手数料、許可期間及び納入方法 | ・・・ | -22- |
| 4 違反広告物に対する措置 | ・・・ | -23- |
| 5 よくある御質問（FAQ） | ・・・ | -24- |
| 6 お問い合わせ先 | ・・・ | -25- |
| 7 屋外広告物取扱一覧表 | ・・・ | -26- |

この手引は、宮崎県屋外広告物条例の趣旨を説明したものです。
詳しくは、宮崎県屋外広告物条例、同条例施行規則を御覧ください。
(宮崎県庁のホームページ：<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>)

< 条例適用範囲 >

宮崎県屋外広告物条例は、宮崎市を除く宮崎県内の市町村に適用されます。
宮崎市内については宮崎市屋外広告物条例が適用されます。

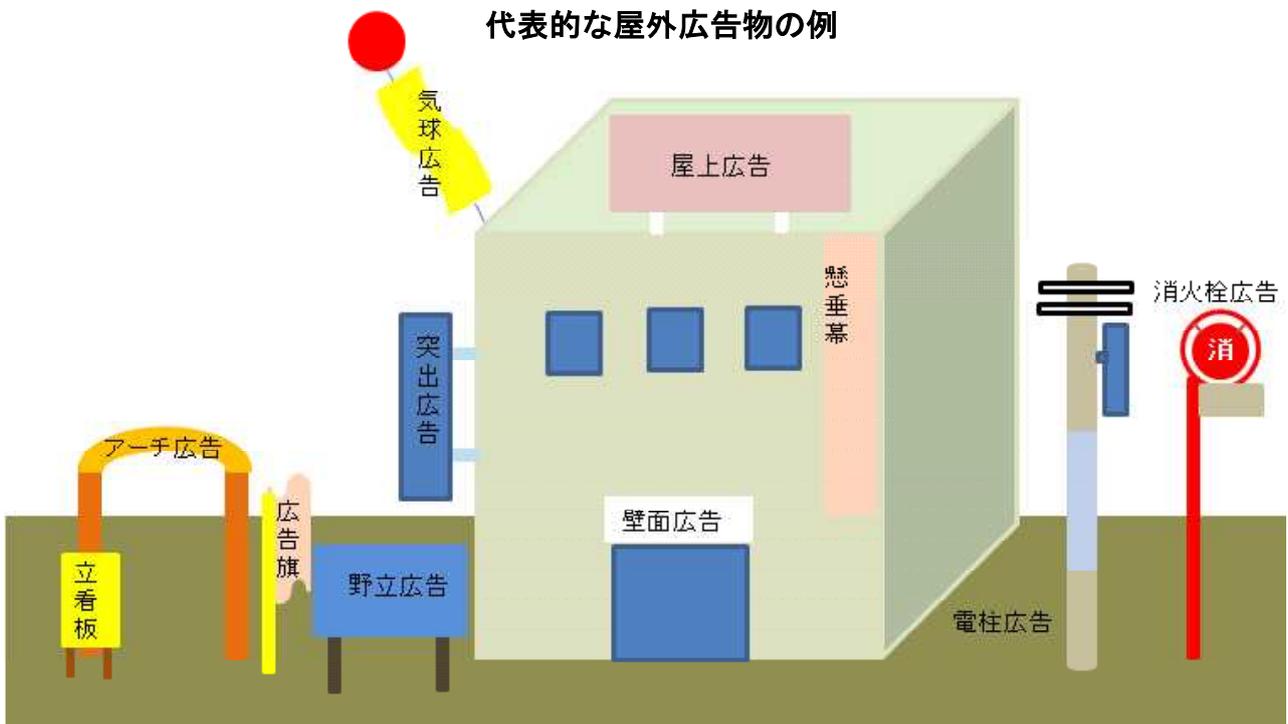
I 定義

1 屋外広告物

規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を満たすものをいいます。

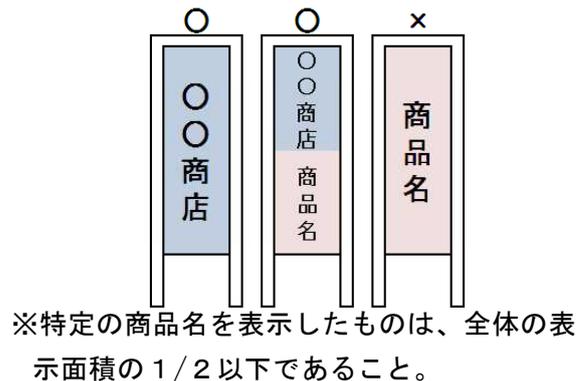
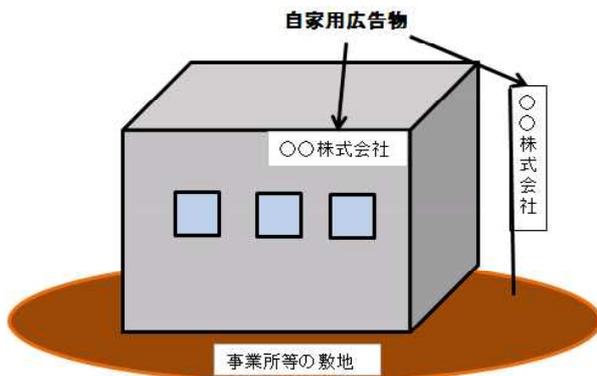
- ① 常時又は一定の期間継続して
- ② 屋外で
- ③ 公衆に表示されるものであって
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

したがって、この要件を満たすものであれば、表示内容を問わず「屋外広告物」ということになります。内容が非営利的なものや、文字を使用しない絵画、シンボルマークなどであっても屋外広告物に該当します。



2 自家用広告物

自家用広告物とは、自己の事業所等の敷地内に、事業所等の名称や事業の内容を表示するものをいいます。自家用広告物は、社会生活を営む上で最低限必要なものとして許可不要で表示できるものと、許可を受けて表示できるものがあります。



Ⅱ 広告物等の制限

1 禁止広告物

次の屋外広告物は、何人も、どんな場所でも表示し、設置することはできません。

- ・ 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく汚損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を妨げるおそれがあるもの

2 禁止物件

(1) 次の物件には、広告物を出すことができません。

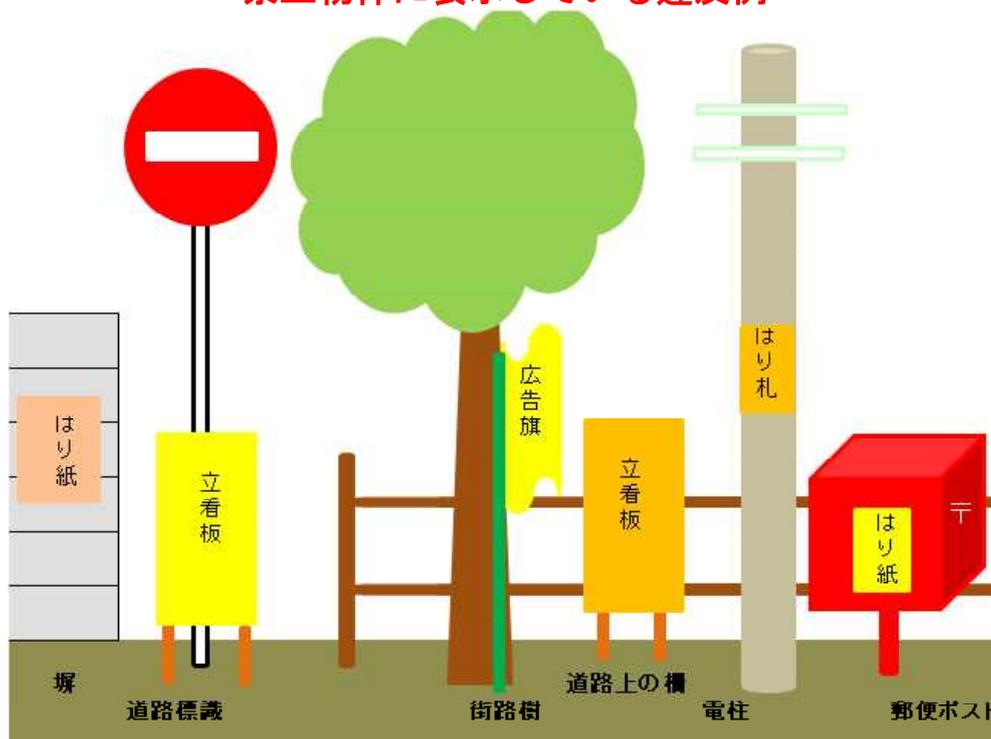
- ・ 橋、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島、植樹帯
- ・ 石垣、塀、よう壁の類
- ・ 街路樹、路傍樹及びこれらの支柱
- ・ 信号機、道路標識、ガードレール、カーブミラー、パーキングメーター等
- ・ 街路樹等の植栽を行っている道路に設置された電柱等
- ・ 国道や県道に道路管理者が設置した街灯柱
- ・ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器、送電塔、送受信塔、照明塔
- ・ 煙突、ガスタンク、水道タンク等
- ・ 銅像、神仏像、記念碑等
- ・ 景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木

ただし、一部の禁止物件には一定基準の屋外広告物の表示ができます。

(2) 道路の路面には広告物を表示することはできません。

(3) 電柱、街灯柱、アーケード・アーチの支柱には、はり紙、はり札、広告旗、立看板は表示できません。

禁止物件に表示している違反例



3 禁止地域等

自然景観や快適な生活環境を保持するため、原則として広告物の表示を禁止し、良好な景観を守っていく地域です。

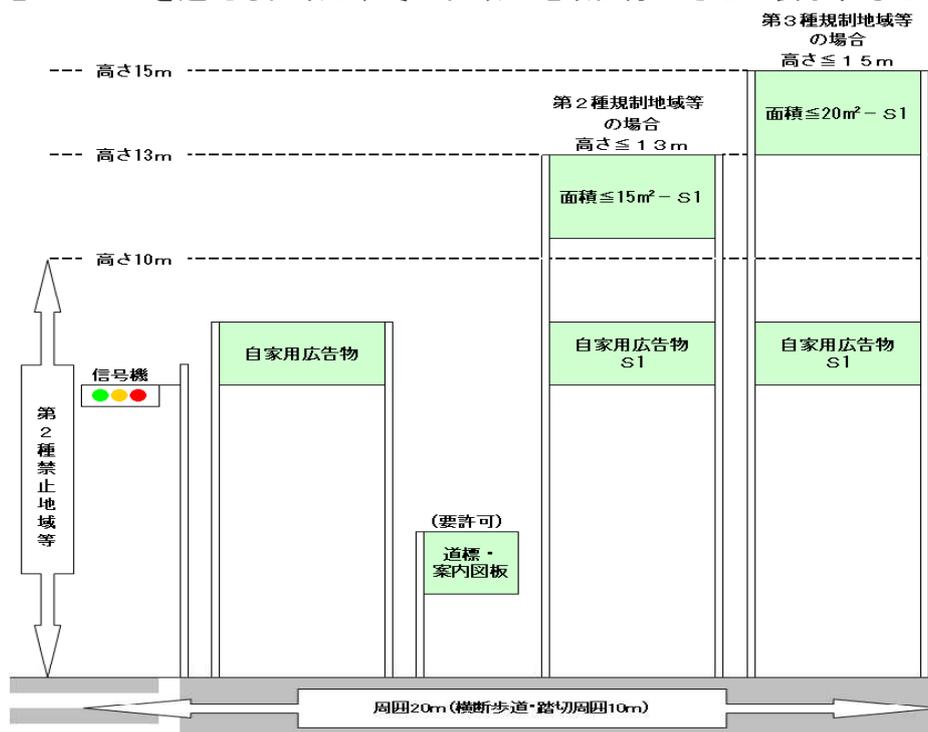
一定基準内の自家用広告物や道標・案内図板については、許可を得て表示することができます。また、一定基準の屋外広告物については、禁止地域等内であっても表示することができます。

区分	地域又は場所
第1種 禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡名勝天然記念物のある区域 ・ 自然公園の特別地域（えびの高原、都井岬等） など
第2種 禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区 ・ 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の一部 ・ 自然公園の普通地域（用途地域を除く）、都市公園 ・ 宮崎県沿道修景美化条例により指定された沿道自然景観地区等 ・ 別に定める高速道路、一般国道等及びこれらの周囲（用途地域を除く） ・ 信号機の周囲20m以内、横断歩道・踏切の周囲10m以内（地上10mを超える部分を除く）（※） ・ 主要駅の駅前広場 など
第3種 禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のほぼ全域 ・ 別に定める高速道路の周囲200m以内の用途地域 ・ 別に定める一般国道等及びこれらの周囲（用途地域を除く） ・ カーフェリーターミナルの周辺、主要駅の駅舎 など

※信号機、横断歩道及び踏切の周囲（第2種禁止地域等）

信号機、横断歩道及び踏切の周囲（地上10mまで）は、公衆に対する危害の防止（交通安全）の観点から、第2種禁止地域等となっています。

ただし、地上10mを超える区域は、その区域の地域区分に応じて表示することができます。



信号機周辺に野立広告を表示する場合（例）

4

規制地域等

経済活動等を考慮して、許可により健全な景観を誘導していく地域であり、原則として、屋外広告物を表示するには許可が必要です。

ただし、一定基準の屋外広告物については許可を受けずに表示ができます。

区 分	地域又は場所
第1種 規制地域等	・市及び都市計画区域を有する町の区域のうち用途地域を除く区域 など
第2種 規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ・農村地域工業等導入促進法において定められた工業等導入地区の区域 ・一般国道（小林市、高鍋町の一部）及びこれらの周囲 など
第3種 規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域及び商業地域 ・都城市及び延岡市の準工業地域、工業地域及び工業専用地域の一部 ・延岡市の再開発地区計画区域の一部

Ⅲ 許可不要で表示できる広告物

適用除外

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習や祭礼のための広告も含まれることから、これらを全て一律に規制すると社会生活に支障をきたすことになります。

そこで、社会生活を営む上で最低限必要な屋外広告物については、一定の基準内であれば許可を受けずに表示することができることとなっています。

1 禁止物件・禁止地域等・規制地域等に表示できる広告物

(1) 法令の規定により表示する広告物（道路標識、建設工事の現場等の標識等）

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物

はり紙、はり札、広告旗及び立看板以外の広告物を官公署の敷地外に表示するときは、協議が必要となります。

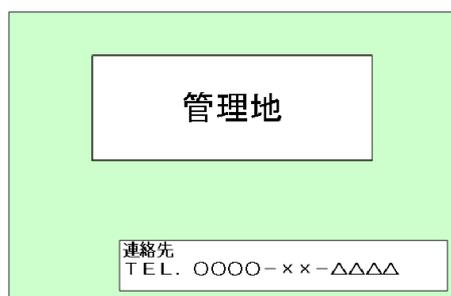
(3) 選挙運動・選挙期間中の政治活動に使用するポスター、立看板等

ただし、別途公職選挙法による制限があります。

(4) 以下の公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示するための広告物（奉仕広告物）

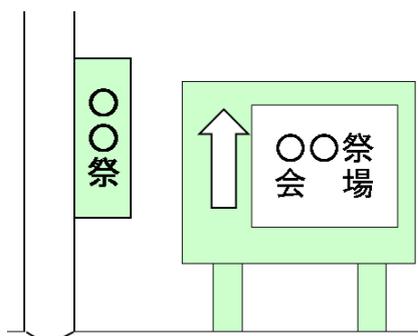
施設等	設置基準
児童遊戯施設 防犯灯及び街路灯 公園の施設 カーブ・ミラー、ごみ箱 フラワーポット、ベンチ	・表示面積は0.5㎡以内 ・当該施設又は物件の投影面積の20分の1以内 ・1施設又は1物件につき1個 ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

(5) 自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示する広告物（管理用広告物）



- ・1団の土地又は1物件につき1㎡以内
- ・裏面、側面及び脚部は、塗装その他装飾により美観を整えたものであること。
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
- ・回転灯を使用していないこと。

(6) 冠婚葬祭、祭礼等のための一時的な広告物



- ・表示期間1月以内
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
- ・街路樹、信号機等の道路施設、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、銅像等には表示できない。
- ・道路上に表示する場合は、別途道路占用許可を受ける必要がある。

2 禁止地域等・規制地域等に表示できる広告物

禁止物件には表示できません。

(1) 自家用広告物等で次の基準を満たすもの

区分	第1種 禁止地域等	第2種 禁止地域等	第3種 禁止地域等	第1種 規制地域等	第2種 規制地域等	第3種 規制地域等
表示面積の合計	1の住所又は事業所、営業所若しくは作業場(以下「1住所等」という。)につき2㎡以内であること。	1住所等につき5㎡以内であること。		1住所等につき10㎡以内であること。		
その他	1 特に景観への配慮が必要な場所にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。					
	2 電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。					
	3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。					
	4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。					
	5 中間色を中心に色調を整えたものであること。					
	6 回転灯を使用していないこと。					
	露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用していないこと。					
	1 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。					
	2 電光掲示板を使用していないこと。					

(2) 工事現場の仮囲いに表示される広告物

- ・表示期間は工事期間中に限り、一般の宣伝を目的として表示するもの(公共的目的をもって表示するものを除く。)でないこと。
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

(3) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物

- ・表示期間は、開催日の5日前から終了日までの間に限る。
- ・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

(4) 自動車に表示する広告物で次の基準を満たすもの
乗合自動車に表示する場合

区 分		基 準
1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物	表示面積	広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部の各面につき、それぞれの面積の3分の1以内であること。
	その他	1 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 2 タイヤに表示しないこと。
2 1以外の広告物	表示面積	0.35㎡以内であること。
	個数	側部左右各2個及び後部1個以内であること。
	その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所を運行する乗合自動車に表示するものにあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 3 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。 4 窓ガラス又はタイヤに表示しないこと。

乗合自動車以外の自動車に表示する場合

区 分	基 準
表示面積	広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部の各面につき、それぞれの面積の3分の1以内であること。
表示内容	自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物であること。
その他	1 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 2 タイヤに表示しないこと。

(5) 宮崎県以外の自治体の許可等を受けた自動車の広告物

(6) 人、動物、車両（自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物

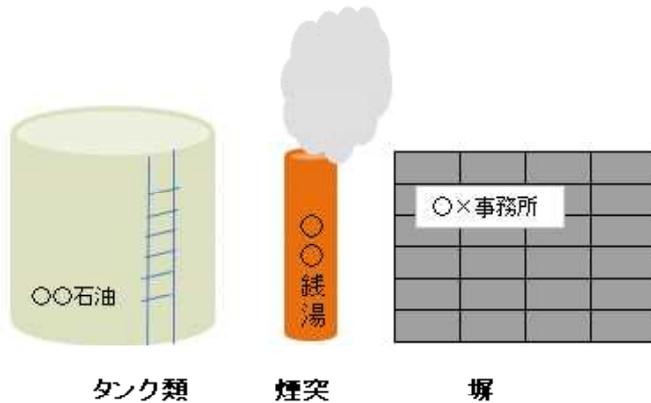
(7) 公共掲示板に表示するはり紙（表示面積0.5㎡以内）

別途公共掲示板を管理する市町村の許可（承認）が必要となる場合があります。

3 禁止物件に表示できる広告物

禁止物件のうち、

- ・石垣、塀及びよう壁の類
- ・送電塔、送受信塔及び照明塔、煙突
- ・ガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ・景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木



に限り、次の基準内において自家用広告物を表示することができます。

禁止物件に表示できる自家用広告物の例

区分	第1種 禁止地域等	第2種 禁止地域等	第3種 禁止地域等	第1種 規制地域等	禁止地域等及び第1種規制 地域等以外の地域又は場所
表示面積 の合計	1㎡以内であること。	3㎡以内であること。		5㎡以内であること。	
その他	1 特に景観への配慮が必要な場所にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないものであること。 また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。				
	露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用していないこと。				
	1 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。				
	2 電光掲示板を使用していないこと。				

4 規制地域等に表示できる広告物

禁止物件には表示できません。また、**届出が必要**です。

- ・政治活動、自治会活動その他営利を目的としない活動のための広告物であること。
- ・表示し、又は設置しようとする日の2日前までに届け出ること。
- ・広告物は、はり紙、はり札、広告旗又は立看板であること。
- ・表示期間又は設置期間 1月以内
- ・表示面積 はり紙及びはり札 0.5㎡以内
 広告旗 2㎡以内
 立看板 縦の長さ（脚の長さを含む。）2m以下、横の長さ1m以下
- ・表示者名、連絡先及び表示期間を明記してあること。

IV許可により表示できる広告物

1 禁止物件に表示できる広告物

禁止物件のうち、塀と一部の電柱等については、下記の基準内において表示することができます。

(1) 塀の基準（Ⅲ－3＜p 8＞の基準を超えて表示する場合）

区分	第1種 禁止地域等	第2種 禁止地域等	第3種 禁止地域等	第1種 規制地域等	禁止地域等及び第1種規制 地域等以外の地域又は場所
表示面積	1 塀面につき 5 m ² 以内かつ 表示する塀面 の面積の5分 の1以内であ ること。	1 塀面につき 表示する塀面の面積の3分の 1以内であること。	1 0 m ² 以内かつ 表示する塀面の面積の3分の 1以内であること。	1 塀面につき 1 5 m ² 以内か つ表示する塀 面の面積の3 分の1以内で あること。	1 塀面につき 1 5 m ² 以内かつ 表示する塀面の面積の2分の 1以内であること。
個数	1 塀面につき 1 個であるこ と。	1 塀面につき 2 個以内であ ること。ただ し、同一のも のは1 塀面に つき1 個であ ること。	1 塀面につき3 個以内である こと。ただし、同一のものは 1 塀面につき1 個であること。		同一のものは、1 塀面につき 1 個であること。
表示場所	塀内で表示し、又は設置するものであること。				
その他	Ⅲ－3の基準と同じ（p 8参照）				

(2) 知事が指定する電柱等の基準

禁止地域等には表示できません。また、表示することができる広告物等には制限があります。

区 分	基 準
高 さ	1 巻付広告にあつては、地上から広告物等の下端までの高さが1. 2m以上であること。 2 袖付広告にあつては、路面から広告物等の下端までの高さが歩道上にあつては2. 5m以上、車道上にあつては4. 7m以上であること。
表示面積	巻付広告にあつては、1 m ² 以内であること。
縦の長さ	1 巻付広告にあつては、1. 5m以下であること。 2 袖付広告にあつては、1. 2m以下であること。
横の長さ	1 巻付広告にあつては、0. 8m以下であること。 2 袖付広告にあつては、0. 45m以下であること。
突出し幅	袖付広告にあつては、0. 6m以下であること。
個数	電柱1本につき、1個であること。
色彩	1 使用する色は、3色（無彩色を含む。）以下であり、地色は、白色又は淡色に限ること。 2 文字その他の図柄の色は、けばけばしい色を使用していないこと。
その他	1 店舗、事業所等への案内誘導を目的とするもので、当該店舗、事業所等が主要な道路に面していない等その表示又は設置が特にやむを得ないものであること。 2 主要な道路からの分岐点付近に表示し、又は設置するものであること。 3 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限度の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。 4 電柱に直接塗り書きするものでないこと。

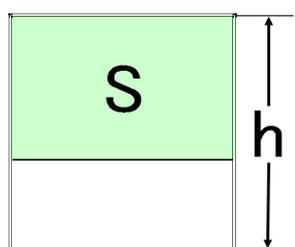
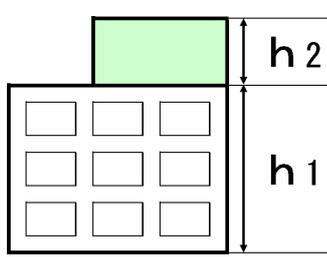
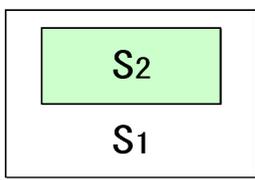
2 禁止地域等に表示できる広告物

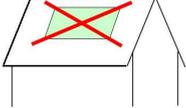
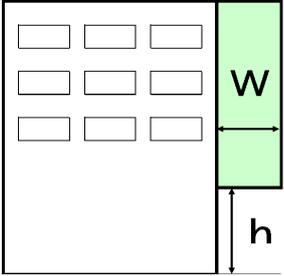
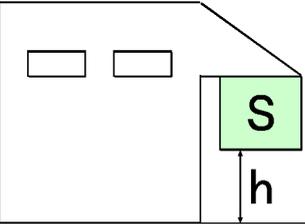
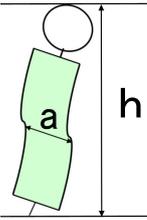
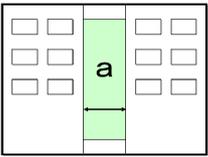
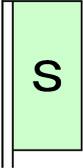
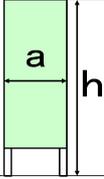
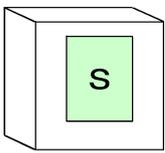
(1) 許可不要で表示できる基準を超える自家用広告物

① 表示面積の基準

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計	1住所等につき10㎡以内であること。	1住所等につき15㎡以内であること。	1住所等につき30㎡以内であること。
その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所の場合にあっては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあっては、屋間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。 7 露出したネオン管若しくは赤色のネオン管を使用していないこと。 8 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。 9 電光掲示板を使用していないこと。		

② 広告物の種類別基準

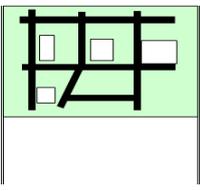
区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
野立広告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h \leq 5\text{m}$ ・ S (一面) $\leq 3\text{m}^2$ ・ 一住所等に1個 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h \leq 10\text{m}$ ・ S (一面) $\leq 5\text{m}^2$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h \leq 10\text{m}$ ・ S (一面) $\leq 10\text{m}^2$
屋上広告 	表示又は掲出できない。	$h2 \leq 1/5 h1$ かつ $h1 + h2 \leq 30\text{m}$	$h2 \leq 1/3 h1$ かつ $h1 + h2 \leq 50\text{m}$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物1棟につき1個 ・ 原則として、階段室等の屋上部分の高さは、$h1$に含めない。 ・ 建築物の最上部の壁面から突き出さないこと。 ・ 一定の傾斜屋根を持つ屋根面に設置する場合は、棟の高さを超えないこと。
壁面広告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S2 \leq 1/5 S1$ ・ 1壁面1個 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S2 \leq 1/3 S1$ ・ 同一のものは、1壁面1個 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面内で表示し、窓等の開口部分をふさがないこと。

区 分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
屋根面広告	表示又は掲出できない。 		
突出広告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $W \leq 1.5 \text{ m}$ ・ 道路への突出不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の上端は、建築物の高さを超えないこと。 ・ 歩道上 $h \geq 2.5 \text{ m}$ ・ 車道上 $h \geq 4.7 \text{ m}$ ・ $W \leq 1.5 \text{ m}$ (道路上の突出幅 $\leq 1 \text{ m}$) 	
つり下げ広告 	表示又は掲出できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道上 $h \geq 2.5 \text{ m}$ ・ 車道上 $h \geq 4.7 \text{ m}$ ・ S (一面) $\leq 0.5 \text{ m}^2$ ・ 厚さ $\leq 0.3 \text{ m}$ ・ 広告物の規格を統一すること。 	
気球広告 	表示又は掲出できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h \leq 50 \text{ m}$ ・ $a \leq 2 \text{ m}$ ・ 広告部分に網を使用すること。 ・ 電線、煙突等に接触しないこと。 	
懸垂幕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $a \leq 1 \text{ m}$ ・ 1壁面につき1個 		
広告旗 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S \leq 2 \text{ m}^2$ ・ 1住所等に1個以内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S \leq 2 \text{ m}^2$ ・ 1住所等に3個以内であること。 	
立看板 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h \leq 2 \text{ m}$ ・ $a \leq 1 \text{ m}$ ・ 同一のものを連続して表示しないこと。 		
はり紙・はり札 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S \leq 0.5 \text{ m}^2$ ・ 同一物件又は同一壁面に同種のを連続して表示するものでないこと。 ・ 壁面等に表示するものによっては、表示場所にのり、接着剤等によってはり付けるものでないこと。 		

(2) 道標・案内図板

道標その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物等については、次の基準内で表示することができます。

ただし、電柱、街灯柱その他電柱の類には表示できません。

広告物等の種類	区分	基 準
1 道標その他公共的目的をもった広告物 	高さ	広告物等の上端までの高さは3m（2以上の店舗、事業所等が共同で設置する場合には、5m）以下であること。
	横の長さ	2m以下であること。
	表示面積	1面の面積又は投影面積が1の店舗、事業所等につき1㎡以内であること。
	表示面積の合計	1の店舗、事業所等につき2㎡以内であること。
	個数	1の店舗、事業所等につき2個以内であること。ただし、2以上の主要な道路の分岐点付近に表示し、又は設置する場合には3個以内であること。
	色彩	広告物の地色には、赤、黄その他けげげばしい色及び暗色を使用せず、赤、黄その他けげげばしい色を表示面積の2分の1を超えて使用していないこと。
	その他	1 店舗、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、事業所等が主要な道路に面していない等その表示又は設置が特にやむを得ないものであること。 2 主要な道路からの分岐点付近に表示し、又は設置するものであること。 3 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限度の事項（商品名を除く。）を表示するものであること。
2 案内図板 	高さ	広告物等の上端までの高さは、3m以下であること。
	表示面積	1面の面積又は投影面積が5㎡以内であること。
	色彩	広告物の地色には、赤、黄その他けげげばしい色及び暗色を使用せず、表示面積の2分の1を超えて赤、黄その他けげげばしい色を使用していないこと。

3 禁止地域等・規制地域等に表示できる広告物（ラッピングバス）

乗合自動車に表示する広告のうち、Ⅲ－２－（４）（p7参照）の基準を超えるもの等について定めています。

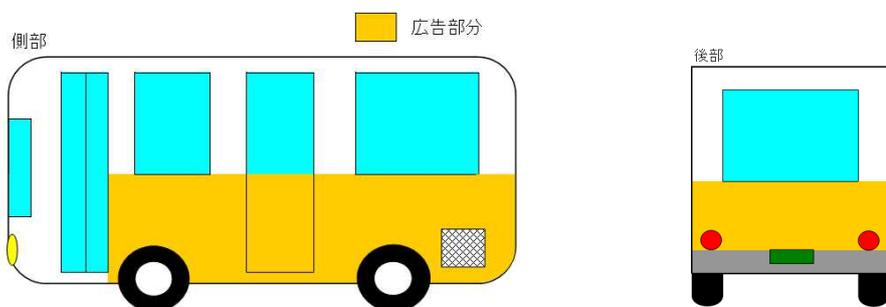
（１）対象

路線バスに限ります。貸切バスやスクールバス等は許可の対象ではありません。

（２）許可基準

区 分	基 準
表示場所	乗合自動車の側部又は後部に表示されるものであること。
表示面積	広告物の表示される乗合自動車の後部、右側部又は左側部の各面つき、それぞれの面積の3分の1以内であること。
台 数	宮崎県の区域（宮崎市の区域を除く。）内の1の営業所につき、営業所ごとに配置する乗合自動車の数の5分の1以内であること。
その他	1 特に景観への配慮が必要な地域又は場所を運行する乗合自動車に表示するものにあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 3 映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用していないこと。 4 窓ガラス又はタイヤに表示していないこと。 5 高速自動車国道又は自動車専用道路を運行しないこと。 6 主として禁止地域等を運行する乗合自動車に表示しないこと。

※ ラッピングバスについては、上記基準のほか、「宮崎県乗合自動車広告ガイドライン」を定めています。



■■■■ ・ ・ ・ 広告部分が各面につき3分の1以内でなければならない。

4 規制地域等に表示できる広告物

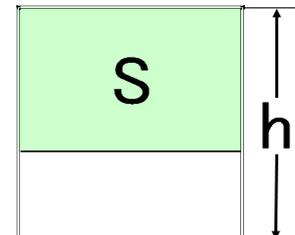
規制地域等においては、一般広告物を許可を受けて表示することができます。ただし、下記の基準内であることが必要です。

(1) 表示面積の基準

区分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
表示面積の合計	野立（建植）広告（道標その他公共的目的をもった広告物を除く。）、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告又は懸垂幕を表示し、又は設置する場所にあつては、1住所等につき50㎡以内であること。	野立（建植）広告（道標その他公共的目的をもった広告物を除く。）、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告又は懸垂幕を表示し、又は設置する場所にあつては、1住所等につき100㎡以内であること。	表示面積の合計の基準はないので、広告物の種類別許可基準を満たせばよい。
その他	1 特に景観への配慮が必要な場所にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2 電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 5 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6 回転灯を使用していないこと。		
	1 ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。 2 電光掲示板を使用していないこと。		

(2) 広告物の種類別基準

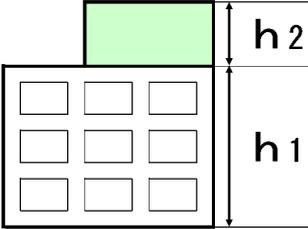
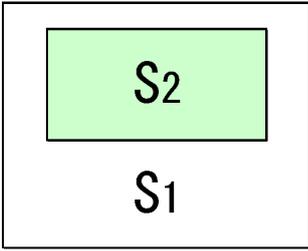
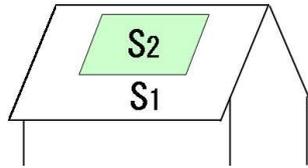
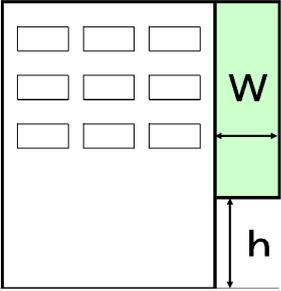
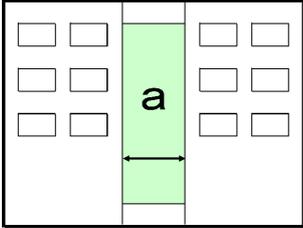
①野立広告

区分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
野立広告  <ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物 道標及び案内図板 その他の広告物 	<ul style="list-style-type: none"> $h \leq 10\text{m}$ $h \leq 5\text{m}$の場合 $S(1\text{面}) \leq 15\text{m}^2$ $5 < h \leq 10\text{m}$の場合 $S(1\text{面}) \leq 10\text{m}^2$ 	<ul style="list-style-type: none"> $h \leq 13\text{m}$ $h \leq 5\text{m}$の場合 $S(1\text{面}) \leq 20\text{m}^2$ $5 < h \leq 13\text{m}$の場合 $S(1\text{面}) \leq 15\text{m}^2$ 	<ul style="list-style-type: none"> $h \leq 15\text{m}$ $h \leq 5\text{m}$の場合 $S(1\text{面}) \leq 30\text{m}^2$ $5 < h \leq 15\text{m}$の場合 $S(1\text{面}) \leq 20\text{m}^2$
	※「その他の広告物」の場合 <ul style="list-style-type: none"> 地色には赤、黄その他けばけばしい色、暗色は不可。赤、黄その他けばけばしい色は表示面積の1/2以下。 相互間の距離 第1種規制地域等 100m以上 第2種規制地域等 50m以上 		

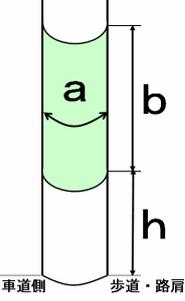
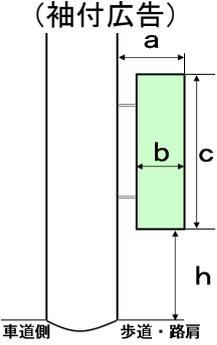
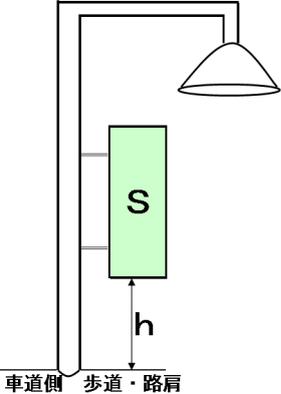
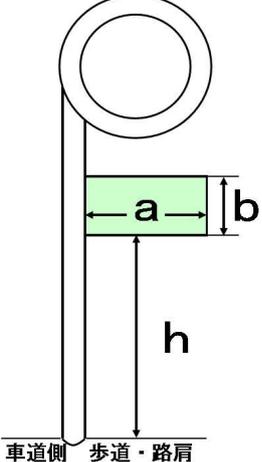
備考1 第1種規制地域等及び第2種規制地域等で知事が指定する道路（指定道路）の路端からの距離が100メートル以内の道標及び案内図板の基準は、IV-2-(2)（p12参照）に準ずる。（ただし、個数の基準は除く。）

備考2 その他の広告物は、指定道路の路端からの距離が20メートル以上であることを要する。

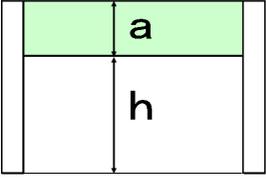
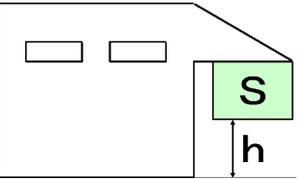
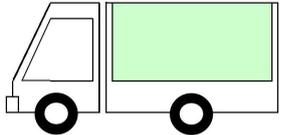
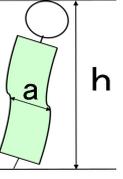
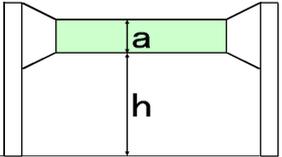
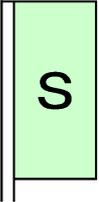
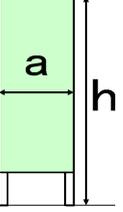
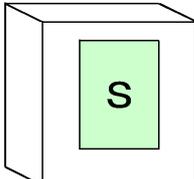
②建築物を利用する広告

区分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
<p>屋上広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h2 \leq 1/3 h1$ かつ $h1 + h2 \leq 50m$ ・ 建築物1棟につき1個 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $h2 \leq 1/2 h1$ かつ $h1 + h2 \leq 50m$ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の最上部の壁面から突き出さないこと。 ・ 原則として、階段室等の屋上部分の高さは、$h1$に含めない。 ・ 一定の傾斜屋根を持つ屋根面に設置する場合は、棟の高さを超えないこと。 			
<p>壁面広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S2 \leq 1/3 S1$ ・ $S2 \leq 30m^2$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S2 \leq 1/2 S1$ ・ ただし、3階建以上の建築物の場合は、$S2 \leq 1/3 S1$ ・ $S2 \leq 30m^2$ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一のものは、1壁面1個 ・ 壁面内で表示し、窓等の開口部分をふさがないこと。 			
<p>屋根面広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S2 \leq 1/3 S1$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $S2 \leq 1/2 S1$ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根面内で表示し、窓等の開口部分をふさがないこと。 			
<p>突出広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の上端は、建築物の高さを超えないこと。 ・ 歩道上 $h \geq 2.5m$、車道上 $h \geq 4.7m$ ・ $W \leq 1.5m$ (道路上の突出幅 $\leq 1m$) ・ 1壁面につき2列以下 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階部分には、上記以外に規格を統一した1面 $0.5m^2$以下、厚さ $0.3m$以下のものを設置できる。 			
<p>懸垂幕</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $a \leq 1m$ 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1壁面につき1個 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1壁面につき2個以内。ただし、同一のものは1壁面につき1個。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1壁面につき3個以内。ただし、同一のものは1壁面につき1個。

(3) 電柱、街灯柱及び消火栓標識柱を利用する広告

区分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
<p>電柱広告 (巻付広告)</p>  <p>(袖付広告)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・巻付広告 $h \geq 1.2\text{m}$、$a \leq 0.8\text{m}$、$b \leq 1.5\text{m}$、表示面積 $\leq 1\text{m}^2$ ・袖付広告 歩道上 $h \geq 2.5\text{m}$、車道上 $h \geq 4.7\text{m}$ $a \leq 0.6\text{m}$、$b \leq 0.45\text{m}$、$c \leq 1.2\text{m}$ 車道側に突き出していないこと。 ・電柱1本につき巻付広告又は袖付広告(2面)のいずれか1個であること。ただし、用途地域によっては巻付広告1個、袖付広告1個とすることができる。この場合において巻付広告は1面とし、対面禁止とする。 ・使用する色は、3色(無彩色を含む。)以下であり、地色は白色又は淡色に限る。 ・文字その他の図柄の色は、けばけばしい色を使用しないこと。 ・電柱に直接塗り書きしないこと。 ・電柱の支柱の類に表示し、又は設置しないこと。 <p>※第1種・第2種規制地域内の街路樹等の植栽を行っている道路の電柱には「道標」のみ設置できる。</p>		
<p>街灯柱広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯柱1本につき1個であること。袖付広告に限る。 ・歩道上 $h \geq 2.5\text{m}$、車道上 $h \geq 4.7\text{m}$ ・$S(1\text{面}) \leq 0.32\text{m}^2$ ・車道側に突き出していないこと。 ・使用する色は、3色(無彩色を含む。)以下であり、地色は白色又は淡色に限る。 ・文字その他の図柄の色は、けばけばしい色を使用しないこと。 ・街灯柱に直接塗り書きしないこと。 ・商店会、自治会、町内会等が表示し、又は設置すること。 ・広告物の規格を統一すること。 		
<p>消火栓標識柱広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓標識柱1本につき1個であること。袖付広告に限る。 ・歩道上 $h \geq 2.5\text{m}$、車道上 $h \geq 4.7\text{m}$ ・$a \leq 0.8\text{m}$、$b \leq 0.4\text{m}$ ・車道側に突き出していないこと。 ・使用する色は、3色(無彩色を含む。)以下であり、地色は白色又は淡色に限る。 ・文字その他の図柄の色は、けばけばしい色を使用しないこと。 ・消火栓標識柱に直接塗り書きしないこと。 		

(4) その他の広告

区分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
<p>アーチ広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上 $h \geq 3.5$ m 車道上 $h \geq 5$ m $a \leq 1.5$ m 国県道以外の幅員9m未満の道路に設置するものであること。 常設のものにあっては、主要部分が鉄骨であること。 		
<p>つり下げ広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上 $h \geq 2.5$ m 車道上 $h \geq 4.7$ m S (一面) ≤ 0.5 m² 厚さ ≤ 0.3 m アーケードに表示し、又は設置する場合にあっては、商店会、自治会、町内会等が表示し、又は設置すること。 広告物の規格を統一すること。 		
<p>移動広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積の合計 ≤ 20 m² 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用するものであること。 		
<p>気球広告</p> 	<ul style="list-style-type: none"> $h \leq 50$ m $a \leq 2$ m 広告部分に網を使用すること。 電線、煙突等に接触しないこと。 		
<p>横断幕</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上 $h \geq 3.5$ m 車道上 $h \geq 5$ m $a \leq 1$ m 国県道以外の幅員9m未満の道路に設置するものであること。 		
<p>広告旗</p> 	<ul style="list-style-type: none"> $S \leq 2$ m² 原則として自己の敷地内に表示し、又は設置するものであること。 1住所等に3個以内 		<ul style="list-style-type: none"> 1住所等に5個以内
<p>立看板</p> 	<ul style="list-style-type: none"> $h \leq 2$ m $a \leq 1$ m 同一のものを連続して表示しないこと。 		
<p>はり紙・はり札</p> 	<ul style="list-style-type: none"> $S \leq 0.5$ m² 同一物件又は同一壁面に同種のを連続して表示するものでないこと。 壁面等に表示するものにあつては、表示場所へのり、接着剤等によつてはり付けるものでないこと。 		

V その他

1 経過措置

経過措置は、条例で定める地域区分が変更になったことにより、これまで適法に表示されていたのに、新たに禁止地域等になったため今後出せなくなった広告物や新たに許可を要することとなった広告物などに対して、一定期間は、旧地域区分の規制内容を適用し、猶予期間を設けようというものです。具体的には、次のとおりとなっています。

なお、変更・改造する場合は、経過措置期間内であっても、この経過措置を受けることはできなくなりますので、新地域区分の規制内容に適合するように変更・改造しなければなりません。

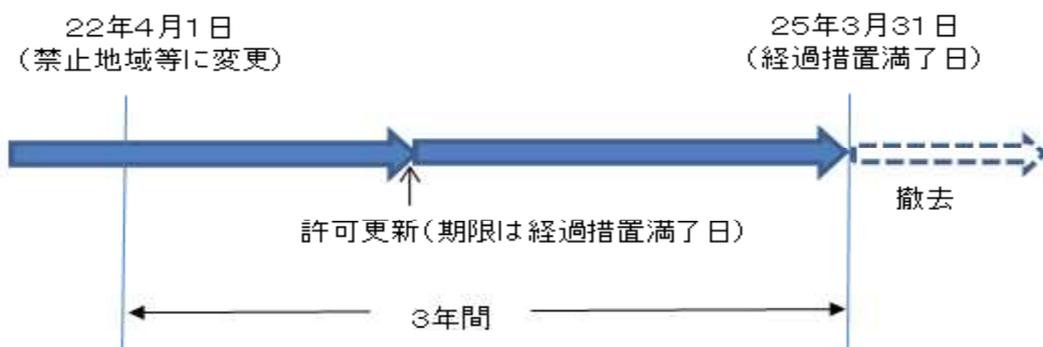
区	分	経過措置
新たな禁止地域等内で、禁止又は許可を要するものとなった広告物	堅固な広告物 (注1)	3年以内は、従来どおり表示できる。 (注2)
	その他の広告物	1年以内は、従来どおり表示できる。 ただし、許可期間の満了する日が1年の経過措置期間以後の場合は、許可期間の満了する日まで従来どおり表示できる。
新たな規制地域等内で、許可を要するものとなった広告物	堅固な広告物	7年以内は、従来どおり表示できる。
	その他の広告物	1年以内は、従来どおり表示できる。 ただし、許可期間の満了する日が1年の経過措置期間以後の場合は、許可期間の満了する日まで従来どおり表示できる。

(注)

- 「堅固な広告物」とは、鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告物等で、建築確認を受けたもの又はこれに準ずるものと知事が認めたもの(※)をいいます。
- ※ 「これに準ずるものと知事が認めたもの」とは、地盤面からの高さが3.5m以上4m以下で一面の表示面積が5㎡を超える野立広告及び広告物等の高さ(縦の長さ)が、3.5m以上4m以下で一面の表示面積が5㎡を超える屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、つり下げ広告又はアーチ広告のことをいいます。
- 「従来どおり」とは、申請不要であったものは申請不要で、許可を受けていたものは許可の更新を受けなければならないことをいいます。

【例】

新たに禁止地域等になった際に、禁止される広告物(堅固な広告物)に係る更新許可手続



2 許可申請等の手続

(1) 新たに広告物を表示する場合

- ① 屋外広告物許可申請書
添付書類とともに、正副2部を表示場所を担当する土木事務所へ提出
- ② 添付書類
 - ・ 広告物設置場所及びその付近の見取図
 - ・ 広告物の形状、寸法、意匠及び色彩に関する仕様書及び図面
はり紙、はり札の場合は見本の添付によって代えることができます。
 - ・ 自己の所有に属さない場所に表示する場合、地権者等の承諾を証明する書類
- ③ 提出期限 表示しようとする日の10日前まで

(2) 既に許可を受けている広告物を変更（改造）する場合

- ① 屋外広告物変更（改造）許可申請書
添付書類とともに、正副2部を表示場所を担当する土木事務所へ提出
- ② 添付書類
 - ・ 広告物設置場所及びその付近の見取図
 - ・ 広告物の形状、寸法、意匠及び色彩に関する仕様書及び図面
（はり紙、はり札の場合は見本の添付によって代えることができます。）
 - ・ 自己の所有に属さない場所に設置する場合、地権者等の承諾を証明する書類
- ③ 提出期限 変更（改造）しようとする日の10日前まで
- ④ 変更（改造）許可申請が不要な場合（乗合自動車広告は届出が必要）
 - ・ 形状又は構造に変更を来さない改造又は修理
 - ・ 意匠又は表示面積に変更を来さない書換え又は塗装換え
 - ・ 映画館等で、位置及び形状を変更せずに短期的・定期的に興行内容を変更する場合
 - ・ 懸垂幕（自家用広告物）の位置及び形状を変更せずに短期的・定期的に事業内容を変更する場合
 - ・ 掲示板の位置及び形状を変更せずに短期的・定期的にはり紙を変更する場合

(3) 許可期間後も引き続き広告物を表示する場合

- ① 屋外広告物更新許可申請書
添付書類とともに、正副2部を表示場所を担当する土木事務所へ提出
- ② 添付書類
 - ・ 広告物の現況のカラー写真（申請前3月以内に撮影したものに限り。）
 - ・ 屋外広告物安全点検報告書
管理者等が当該屋外広告物を点検した結果を報告してください。
（はり紙、はり札、広告旗、立看板その他簡易な広告物の場合は必要ありません。）
→（4）管理者、（6）点検者の設置参照
 - ・ 自己の所有に属さない場所に設置する場合、地権者や所有者等の承諾を証明する書類
- ③ 提出期限 許可期限の10日前まで

(4) 管理者の設置

屋外広告物許可を受ける際に、屋外広告物管理者を置かなければなりません。
また、堅固な広告物（P.18参照）の管理者は、以下のいずれかでなければなりません。

- ・国土交通大臣の登録を受けた法人が行う広告物の試験に合格した者（屋外広告士）
- ・一級建築士又は二級建築士

- ① 屋外広告物管理者等設置・変更届
添付書類とともに、1部を表示場所を担当する土木事務所へ提出してください。
- ② 添付書類
堅固な広告物の場合は、屋外広告士、一級建築士又は二級建築士の資格証の写し
- ③ 管理者の設置が不要な場合
はり紙、はり札、広告旗、立看板その他簡易な広告物の場合は管理者の設置は不要です。
ただし、設置者自らが広告物の管理を怠らず、良好な状態に保持する必要があります。

(5) 設置者又は管理者を変更した場合

- ① 屋外広告物設置者・管理者変更届出書
設置者又は管理者に変更があった場合に提出してください。
堅固な広告物の管理者を変更する場合は、屋外広告士、一級建築士又は二級建築士の資格証の写し
- ② 屋外広告物設置者・管理者住所・氏名変更届出書
設置者又は管理者の氏名（名称）又は住所に変更があった場合に提出してください。

(6) 点検者の設置

広告物等の設置者又は管理者は、広告物等の本体、接合部分、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検しなければなりません。
また、堅固な広告物（P.18参照）の点検者は、以下のいずれかでなければなりません。

- ・国土交通大臣の登録を受けた法人が行う広告物の試験に合格した者（屋外広告士）
- ・一級建築士又は二級建築士
- ・屋外広告業の事業者が組織する団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了して5年を経過していない者（点検技能講習修了者）

- ① 屋外広告物安全点検報告書
屋外広告物の許可更新をする際に、同時に提出してください。
- ② 添付書類
・堅固な広告物の場合は、屋外広告士、一、二級建築士又は点検技能講習修了者の資格証の写し
・点検の結果、広告物等に異常があった場合は、異常のあった箇所の改善前・改善後を撮影したカラー写真
- ③ 点検者の設置が不要な場合
はり紙、はり札、広告旗、立看板その他簡易な広告物の場合は点検者の設置は不要です。
ただし、設置者自らが広告物の管理を怠らず、良好な状態に保持する必要があります。

(7) 屋外広告物を除却（滅失）した場合

- ① 屋外広告物除却届出書（はり紙、はり札、広告旗及び立看板を除く。）
許可を受けた屋外広告物を除却した場合に提出してください。なお、除却前、除却後を撮影したカラー写真を添付してください。
- ② 屋外広告物滅失届出書
許可を受けた屋外広告物が天災等により滅失した場合に提出してください。

(8) その他関係法令による手続例

事項	必要な許可等の種類	申請書等提出先
突出看板を道路上空へ設置する場合	道路占用許可	国縣市町村の道路管理部署
	道路使用許可	所轄警察署
4 mを超える広告物を設置する場合	建築確認	各市町村の建築担当課を経由して県へ提出（一部の市では直接受付）
景観条例を制定している市町村内で屋外広告物を設置する場合	景観条例に基づく届出等	景観条例を制定している市町村の担当部署
国立公園、国定公園及び県立自然公園内で広告物を設置する場合	公園内の行為の許可、届出	県の自然環境担当部署 （一部の市では市の自然環境担当部署）
一定容量のネオン管灯を設置する場合	ネオン管灯設置届出	所轄消防署

3 許可申請手数料、許可期間及び納入方法

(1) 許可申請手数料及び許可期間

屋外広告物許可を受ける場合には、広告物の種類の区分に応じて、次の表のとおりの手数料が必要です。

また、許可期間も広告物の種類の区分に応じて、次の表のとおりとなっています。

区 分	単 位	金 額	許可期間
野立広告、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀・垣広告、つり下げ広告、アーチ広告、移動広告、乗合自動車広告及び広告幕	0.5㎡未満（1個につき）	160円	堅固な広告物 3年以内 その他の広告物 2年以内
	0.5㎡以上1㎡未満（同）	260円	
	1㎡以上2㎡未満（同）	520円	
	2㎡以上5㎡未満（同）	940円	
	5㎡以上10㎡未満（同）	2,100円	
	10㎡以上20㎡未満（同）	3,600円	
	20㎡以上30㎡未満（同）	6,200円	
	30㎡以上40㎡未満（同）	8,300円	
	40㎡以上（同）	40㎡を8,300円とし、これに1㎡（1㎡未満の端数は、1㎡として計算する。）を増すごとに300円を加えた額	
気球広告	1個につき	1,400円	1月以内
電柱広告、街灯柱広告及び消火栓標識柱広告	1個につき	260円	2年以内
照明広告（電光掲示板を含む。）	野立広告等と同じ	野立広告等の額の2倍	野立広告等と同じ
はり紙	1枚につき	5円	1月以内
はり札	1個につき	160円	紙・布 1月以内
立看板	1個につき	260円	その他 6月以内
広告旗	1個につき	260円	6月以内
懸垂幕及び横断幕	1個につき	520円	1月以内

(注) 許可を受けようとする期間が1年を超える場合は、1年（許可を受けようとする期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算する。）につき基本金額の2分の1に相当する金額を加えます。

(例) 表示面積8㎡の堅固な広告物で許可期間が3年の場合の手数料

- ・照明広告でない場合 $2,100 \times (1 + 1/2 + 1/2) = 4,200$ 円
- ・照明広告である場合 $2,100 \times 2 \times (1 + 1/2 + 1/2) = 8,400$ 円

(2) 手数料の納入方法

宮崎県収入証紙により納入してください。現金による納付は受け付けておりません。

ア 主な「宮崎県収入証紙売りさばき所」

- ・(一社) 宮崎県職員互助会 (宮崎県庁本館 1 階)、県の各総合庁舎の売店
- ・宮崎県の農業協同組合の本支店等にあります。

イ 宮崎県外の方等で近くに「宮崎県収入証紙売りさばき所」がない場合

- ・現金書留又は定額小為替証書により、返信用封筒(郵送料分の切手をお貼りください。)とともに、宮崎県職員互助会へ郵送してください。宮崎県収入証紙及び領収証を返送いたします。
- ・銀行振り込みを利用する場合は、事前に宮崎県職員互助会へ連絡の上、指定の口座に振り込んでください。宮崎県収入証紙及び領収証を返送いたします。振込手数料は振込みをされる方の負担となりますので御了承ください。

※収入証紙の購入についてのお問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県職員互助会 (電話 0985-26-7264)

口座番号：宮崎銀行県庁支店 普通預金 1084492

口座名義：一般社団法人宮崎県職員互助会理事長

4 違反広告物に対する措置

(1) 簡易除却

違反している広告物がはり紙、はり札、広告旗及び立看板の場合には、県が自ら除却することが認められています。

(2) 措置命令

宮崎県屋外広告物条例の規定に違反している場合には、県が屋外広告物の除却、改修、修繕等の措置を命じることがあります。

(3) 立入調査

条例の施行上必要な限度において、県は広告主や広告物の管理者等に資料の提出を求め、広告物のある建物や土地に立入調査をすることができます。

(4) 行政代執行

県は、措置命令に従わない場合は、行政代執行法によりその措置を自ら行い、その費用を義務者から徴収することができます。

(5) 略式代執行

設置者又は管理者が不明の屋外広告物がある場合、県は自ら除却することができます。

(6) 許可の取消し

次に当てはまるときは、許可を取り消されることがあります。

- ア 許可の条件に違反したとき
- イ 許可を受けずに広告物を変更したとき
- ウ 措置命令に違反したとき
- エ 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき
- オ 管理者届等を行わなかったとき

(7) 罰則

条例の規定に違反した場合、最高50万円以下の罰金に処せられることがあります。

5 よくある御質問（FAQ）

- （Q 1）自分の店舗（建物・敷地）に自分の店名を記載した広告物を出したい。
（回答）自家用広告物です。許可不要のものと許可を受けて表示できるものがあります。
⇒ **自家用広告物**（P. 1）
禁止地域等・**規制地域等**に表示できる広告物（P. 6, 10, 14）
- （Q 2）自分の店舗の塀に自分の店名を記載した広告物を出したい。
（回答）塀に自家用広告物を表示するときは、許可不要の場合と許可を受けて表示できる場合があります。
⇒ **禁止物件**に表示できる広告物（P. 8, 9）
- （Q 3）幹線道路から自分の店舗へ案内する広告物を出したい。
（回答）道標として許可を受けて表示できます。
⇒ 道標・案内図板（P. 12）
- （Q 4）自分の店舗敷地外に営業PRのための広告物を出したい。
（回答）**規制地域等**に許可を受けて表示することができます。
⇒ **規制地域等**に表示できる広告物（P. 14）
- （Q 5）今まで適法に表示していた広告物が、新しい規制に該当することとなった場合
（回答）一定期間、猶予期間を設けており、従来どおり表示することができます。
⇒ **経過措置**（P. 18）
- （Q 6）駐車場管理のため連絡先を記載した広告物を出したい。
（回答）管理用広告物として表示できます。
⇒ **適用除外**の1 **禁止物件**・**禁止地域等**・**規制地域等**に表示できる広告物（5）（P. 5）
- （Q 7）公共掲示板へポスターを張り出したい。
（回答）公共掲示板に表示するはり紙（表示面積0.5㎡以内）は規制はありません。
ただし、別途公共掲示板を管理する市町村の許可（承認）が必要となる場合があります。
⇒ **適用除外**の2 **禁止地域等**・**規制地域等**に表示できる広告物（7）（P. 7）
- （Q 8）許可申請に必要な書類が知りたい。
（回答）**許可申請等の手続**（P. 19～21）を御覧ください。
- （Q 9）許可申請手数料と納入方法が知りたい。
（回答）**許可申請手数料、許可期間及び納入方法**（P. 22～23）を御覧ください。
- （Q 10）宮崎市内で屋外広告物の表示をしたい。
（回答）宮崎市内の屋外広告物については、宮崎市屋外広告物条例の適用を受けますので、県の規制内容とは異なることがあります。詳しくは宮崎市景観課（0985-21-1817）へお問い合わせください。

6

お問い合わせ先

事務所名	住 所	電話番号	管 轄 区 域
日南土木事務所	〒887-0031 日南市戸高1-12-1	0987 (23) 4663	日南市
串間土木事務所	〒888-0001 串間市大字西方8970	0987 (72) 0134	串間市
都城土木事務所	〒885-0024 都城市北原町24-21	0986 (23) 5853	都城市・三股町
小林土木事務所	〒886-0004 小林市大字細野367-2	0984 (23) 5167	小林市・えびの市・高原町
高岡土木事務所	〒880-2221 宮崎市高岡町内山3100	0985 (82) 1155	国富町・綾町
西都土木事務所	〒881-0005 西都市大字三宅字下鶴9451	0983 (42) 2906	西都市・西米良村 椎葉村（大河内地区）
高鍋土木事務所	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三3870-1	0983 (23) 0835	高鍋町・都農町・川南町 新富町・木城町
日向土木事務所	〒883-0046 日向市中町2-14	0982 (52) 4172	日向市・門川町・美郷町・諸塚村 椎葉村（大河内地区を除く）
延岡土木事務所	〒882-0872 延岡市愛宕町2-15	0982 (21) 6145	延岡市
西臼杵支庁土木課	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982 (72) 3191	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町
宮崎市景観課	〒880-8505 宮崎市橘通西1-1-1	0985 (21) 1817	宮崎市（※）

※ 宮崎市内の屋外広告物については、宮崎市屋外広告物条例の適用を受けます。詳しくは上記宮崎市景観課までお問い合わせください。

屋外広告物取扱一覧表

区分	禁止物件 (P.2)	禁止地域等 (P.3)			規制地域等 (P.4)			備考
		第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種	
一般広告物 (許可要)	<p>野立 (建柱) 広告 広告板、広告塔、サインポール等 建築物を利用する広告 屋上広告、壁面広告、突出広告、屋根面広告、懸垂幕、広告幕 電柱等利用広告 電柱広告、街灯柱広告、消火栓標識柱広告 その他の広告 アーチ広告、つり下げ広告、移動広告、横断幕、気球広告、広告旗、立看板、はり紙 (札)</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>野立 (建柱) 広告 (道標除く)、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、懸垂幕又は広告幕の場合 1住所等 表示面積合計 50㎡以内</p> <p>1住所等 表示面積合計 100㎡以内</p> <p>1住所等 表示面積合計 基準なし</p>	<p>P.14~17 参照 規制地域等の広告物共通基準と種類別基準を満たすこと。 電柱、街灯柱、アーケード・アーチの支柱には、はり紙、はり札、広告旗、立看板は表示できない。</p>			
自家用広告物	<p>石垣、塚、送電塔、タンク類等に限る。 第1種禁止 表示面積合計 1㎡以内</p> <p>第2・3種禁止 表示面積合計 3㎡以内</p> <p>その他の地域 表示面積合計 5㎡以内</p> <p>第1種禁止 1壁面につき 5㎡以内</p> <p>第2・3種禁止 1壁面につき 10㎡以内</p> <p>その他の地域 1壁面につき 15㎡以内</p> <p>街路樹等の植栽を行っている道路の電柱</p> <p>袖付広告 h ≥ 2.5m 車道上 h ≥ 4.7m 突出し幅 ≤ 0.6m 縦 ≤ 1.2m、横 ≤ 0.45m</p> <p>巻付広告 h ≥ 1.2m 縦 ≤ 1.5m 横 ≤ 0.8m 面積 ≤ 1㎡</p>	<p>表示又は掲出できない。</p>	<p>1住所等 表示面積合計 2㎡以内</p> <p>1住所等 表示面積合計 10㎡以内</p> <p>1住所等 表示面積合計 15㎡以内</p> <p>1住所等 表示面積合計 30㎡以内</p> <p>道標 1面1㎡ (合計2㎡) 以下、横 ≤ 2m h ≤ 3m (共同設置の場合5m) 1店舗等につき2個 (2以上の主要道路に出ず場合は3個) 案内図板 1面 ≤ 5㎡、h ≤ 3m</p>	<p>P.6, 8, 9, 10~11 参照 広告物共通基準と種類別基準を満たすこと。</p>				
乗合自動車広告 (許可手続要。ただし許可手続不要で表示できるものを除く。)	<p>道標・案内図板 (許可手続要)</p>	<p>手続 (許可等) 要</p>	<p>1住所等 表示面積合計 5㎡以内</p> <p>1住所等 表示面積合計 10㎡以内</p> <p>1住所等 表示面積合計 15㎡以内</p> <p>1住所等 表示面積合計 30㎡以内</p> <p>一般広告物に同じ。 ※野立 (建柱) 広告、電柱広告</p>	<p>P.9, 12 参照 禁止地域等の電柱及び街灯柱には表示できない。</p>				
適用除外 (基準内)	<p>法令の規定による広告物 (道路標識等) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物 選挙運動・選挙期間中の政治活動に使用するポスター、立看板等 寄贈者名等を表示する奉仕広告物 管理用広告物 自動車広告物 宮崎県以外の許可を受けた自動車広告物 人、動物、車両 (自動車以外)、船舶等に表示される広告物 公共掲示板のはり紙 (面積 ≤ 0.5㎡) 冠婚葬祭、祭礼等のための一時的な広告物 工事現場の仮囲いに表示される広告物 講演会、展覧会等での敷地内の広告物 政治活動、自治会活動等非営利活動広告物 はり紙、はり札、広告旗又は立看板に限る。 2日前までに届け出ること。</p>	<p>手続不要で表示又は掲出できる。 はり紙、はり札、広告旗及び立看板並びに官公署の敷地内の広告物は手続不要で表示又は掲出できる。 上記以外の広告物は知事の同意を得れば表示又は掲出できる。 手続不要で表示又は掲出できる。 児童遊戯施設、防犯・街路灯、公園施設、カーブミラー、ごみ箱、フラワーポット、ベンチ 面積 ≤ 0.5㎡、投影面積の1/20以内、1施設又は1物件につき1個 1回の土地又は1物件につき1㎡以内で、手続不要で表示又は掲出できる。 一般広告物 (乗合自動車に限る。) の場合、表示面積は0.35㎡以内、個数は左右側面各2個及び後部1個以内。また、自家用広告物の場合、前部、左右側面、後部の各面につき、それぞれの面積の1/3以内であれば手続不要で表示できる。 手続不要で表示又は掲出できる。 手続不要。ただし公共掲示板管理者 (市町村) の許可等が必要となる場合がある。 表示期間1月以内。街路樹、信号機等の道路施設、消火栓、郵便ポスト、送電塔、銅像等には表示できない。 手続不要。道路上に表示する場合は、別途道路占用許可を受けなければならない。 表示又は掲出できない。 手続不要。開催日の5日前から終了日までの間に限る。 手続不要。表示期間は1月以内 はり紙及びはり札 面積 ≤ 0.5㎡ 広告旗 面積 ≤ 2㎡ 立看板 縦 ≤ 2m、横 ≤ 1m 表示者名、連絡先及び表示期間を明記</p>	<p>P.13 参照 別添定められた許可事務要領及びガイドラインを遵守すること。 P.5~7, 8 参照</p>					

発行：宮崎県県土整備部都市計画課
美しい宮崎づくり推進室

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1
TEL. 0985-24-0041 FAX. 0985-32-4456

(令和4年10月発行)